平成29年度雲南市放課後児童クラブ入会選考基準表（案）

基準表はあくまで案段階のものであり、基準点数を変更する場合がありますので予めご了承ください。

基準①：児童の養育を必要とする事由

				父	母
居宅外就労 （居宅外自営業を含む）	週5日以上の就労		1日8時間以上の就労を常態とする（週40時間以上）	10	10
			1日6時間以上の就労を常態とする（週30時間以上）	9	9
			1日4時間以上の就労を常態とする（週20時間以上）	8	8
	週4日以上の就労		1日8時間以上の就労を常態とする（週32時間以上）	9	9
			1日6時間以上の就労を常態とする（週24時間以上）	8	8
			1日4時間以上の就労を常態とする（週16時間以上）	7	7
	週3日以上の就労		1日8時間以上の就労を常態とする（週24時間以上）	8	8
			1日6時間以上の就労を常態とする（週18時間以上）	7	7
			1日4時間以上の就労を常態とする（週12時間以上）	6	6
	週3日以下		1日8時間以上の就労を常態とする（週24時間以上）	5	5
			1日6時間以上の就労を常態とする（週18時間以上）	4	4
			1日4時間以上の就労を常態とする（週12時間以上）	3	3
居宅内就労 （居宅内自営業を含む）	週5日以上の就労		1日8時間以上の就労を常態とする（週40時間以上）	9	9
			1日6時間以上の就労を常態とする（週30時間以上）	8	8
			1日4時間以上の就労を常態とする（週20時間以上）	7	7
	週4日以上の就労		1日8時間以上の就労を常態とする（週32時間以上）	8	8
			1日6時間以上の就労を常態とする（週24時間以上）	7	7
			1日4時間以上の就労を常態とする（週16時間以上）	6	6
	週3日以上の就労		1日8時間以上の就労を常態とする（週24時間以上）	7	7
			1日6時間以上の就労を常態とする（週18時間以上）	6	6
			1日4時間以上の就労を常態とする（週12時間以上）	5	5
	週3日以下		1日8時間以上の就労を常態とする（週24時間以上）	4	4
			1日6時間以上の就労を常態とする（週18時間以上）	3	3
			1日4時間以上の就労を常態とする（週12時間以上）	2	2
妊娠・出産（産前産後）	妊娠中又は出産後間が無いこと[産前8週（多胎児の場合は14週）～産後8週まで)]			10	10
両親の疾病・負傷・障がい	疾病・負傷	入院	入院（1か月以上を要する）	10	10
		自宅内	常時病臥・保育不能	9	9
			保育困難[精神疾病、感染症、その他安静（概ね日中4時間以上就床）]	8	8
			保育やや困難[一般療養]	7	7
		障がい	身障手帳1・2級又は療育手帳A又は精神障がい1級	10	10
			身障手帳3級又は療育手帳B又は精神障がい2級	9	9
			身障手帳4級以下又は精神障がい3級	8	8
親族の介護・看護	同居親族		全部介護・看護	10	10
			一部介護・看護	7	7
			全部・一部介護等以外	5	5
	別居親族		全部介護・看護	7	7
			一部介護・看護	5	5
			全部・一部介護等以外	3	3
災害復旧	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合			10	10
就学・職業訓練受講中	就職・事業開始に必要な学校に就学又は職業訓練等を受講している			9	9
	上記以外の学校等に通学			7	7
児童虐待・DV				10	10
その他　保護者不在[離婚（離婚調停中含む）・死亡・行方不明・拘禁・未婚・別居など]				10	10

基準②:世帯の状況等

生活保護世帯(就労による自立支援につながると判断する場合のみ)	2
ひとり親世帯	2
ひとり親世帯で同居親族・協力者がいない場合	3
生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合(就労している場合に限る。)	1
虐待又はDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合	2
児童が障がいを有している場合	2
発達支援の観点(本人の状況又は家庭の状況)から放課後児童クラブへの入会が必要であると認める場合	2
産休・育休満了による就労のため入所を希望している場合	1
兄弟姉妹が既に放課後児童クラブに入会している場合	1
同居の祖父母(65歳未満)が就労していないなど、家庭で保育することができる場合	-3
同居の祖父母(65歳未満)が自営業・農業等の協力者である場合又は内職に従事している場合	-2
同居の祖父母(65歳以上)が就労していないなど、家庭で保育することができる場合	-1
同居の祖父母(65歳以上)が自営業・農業等の協力者である場合又は内職に従事している場合	0
保護者が自営業・農業等の協力者である場合又は内職に従事している場合	-2

基準③:児童の状況

入所する児童が小学校1年生	6
入所する児童が小学校2年生	5
入所する児童が小学校3年生	4
入所する児童が小学校4年生	3
入所する児童が小学校5年生	2
入所する児童が小学校6年生	1

基準④:勤務終了時間

	勤務終了時間帯	週5勤務	週4勤務	週3勤務
居宅外就労	18:00～	10	9	8
(居宅外自営業を含む)	17:00～17:59	7	6	5
	16:00～16:59	4	3	2
	15:00～15:59	1	0	-1
	14:00～14:59	-2	-3	-4
居宅内就労	18:00～	8	7	6
(居宅内自営業を含む)	17:00～17:59	5	4	3
	16:00～16:59	2	1	0
	15:00～15:59	-1	-2	-3
	14:00～14:59	-4	-5	-6

基準点数の集計及び入会選考方法

基準①について、父母のうち、いずれか低い方を基準点数として選択します。ひとり親家庭については、得られた点数がそのまま基準点数となります。
基準①による選考を行ってもなお入所枠を超過する場合は、基準②の基準点数を加算し、再選考を行います。それでもをなお選考結果が得られない場合は、前記の手順による選考を基準③、基準④の順番に行い入会者を決定します。